

労働災害防止団体法に基づく業務

	ページ
・ 中央労働災害防止協会	・ ・ ・ 1
・ 建設業労働災害防止協会	・ ・ ・ 3
・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会	・ ・ ・ 7
・ 林業・木材製造業労働災害防止協会	・ ・ ・ 8
・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会	・ ・ ・ 12
・ 鉱業労働災害防止協会	・ ・ ・ 13

労働災害防止団体に則した事業内容

中央労働災害防止協会

法第11条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
労働災害の防止に関し会員間の連絡及び調整を図る	2号会員である全国規模の事業主団体との製造業、小売業、サービス業等業種別意見交換会の開催による情報交換や意見交換	製造業については、11月に開催し、7団体の参加 小売業については、11月に開催し、6団体の参加 サービス業等については、12月に開催し、5団体の参加
	3号会員である都道府県労働基準協会との連絡会議の開催による情報交換や意見交換	2月に開催
一 事業主、事業主の団体等が行なう労働災害の防止のための活動を促進すること。	「全国産業安全衛生大会」の開催	10月6日～8日の3日間、福岡市にて開催。1日目は総合集会、2～3日目は事例・研究発表、講演、シンポジウム等を実施(参加者 11,500人)
	「緑十字展(安全衛生保護具、職場環境改善機器等の展示会)」の開催	10月6日～8日の3日間、福岡市にて開催。安全衛生保護具等の展示を通じて、安全衛生水準の向上が目的(参加者 14,390人)
	「産業安全運動100年記念事業」の実施	業界団体等の有志38団体で構成される産業安全運動100年記念事業実行委員会の事務局として、100年記念サイトを開設するとともに、記念ロゴ・スローガンの作成及び公表、さらに、リーフレットや総合プログラムの制作など広報活動を行った。また、「産業安全運動100年史」等の制作を進めた。
	安全衛生の向上に努めた企業や個人等に対する表彰	会長賞、顕功賞、緑十字賞など産業安全及び労働衛生の向上に努めた企業や個人等に対し表彰を行う。
二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。	地区安全衛生サービスセンター(7センター・2支所)を設置・運営し、教育及び技術的援助の実施	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡にセンターを、富山と高松に支所を設置、運営。
三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。(労働災害防止のための措置には高度の技術的な知識経験を必要とする事項が多いため専門家として安全管理士及び衛生管理士を置く)	リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の普及 (1)リスクアセスメント・OSHMS関連事業の推進 ①人材育成のための研修会 ②事業場への個別支援 (2)化学物質のリスクアセスメント実施支援等の推進 ①人材育成のための研修会 ②事業場への個別支援 ③化学物質等安全データシート(MSDS)の作成・ 情報提供及び相談対応等の実施 (委託事業) (3)機械設備のリスクアセスメント実施支援等の推進 ①人材育成のための研修会 ②事業場への個別支援 ③製造業における元方事業者による関係請負人を含めた事業場全体にわたる安全衛生管理マニュアルの作成・ 研修会の開催 (委託事業) (4)労働安全衛生マネジメントシステム構築事業場の認定 現場力強化のための安全衛生教育事業の推進 (1)安全衛生教育の推進 ①経営幹部、ライン管理者、安全衛生スタッフ等を対象とした安全衛生教育研修 (2)ゼロ災運動の推進 ①経営トップ、安全衛生スタッフ、管理監督者等を対象としたゼロ災運動研修 ②事業場への個別指導	(1)①研修・セミナーを160回開催し、5,733名の参加を得た。 ②リスクアセスメント・OSHMSに関する出張研修、リスクアセスメント実施方法、マネジメントシステムの構築等事業場への個別支援を82件行った。 (2)①研修・セミナーを27回開催し、1,018名の参加を得た。 ②事業場からの依頼によるMSDS等作成、有害性評価等の実施を25件、出張研修を11件行った。 ③事業場における化学物質管理の支援のため、災害事例(95件)の整備、モデルMSDS(250物質)の作成とインターネットによる情報提供(1,058件)、MSDS及び化学物質リスクアセスメントについての相談窓口の開設(相談件数718件)等を行った。 (3)①研修・セミナーを37回開催し、1,003名の参加を得た。 ②出張研修を1件行った。 ③「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」に基づき、対策を実施するうえでの留意事項を示したマニュアルの作成・研修会の開催を行い、その普及を図った。(15回、1,096名の参加) (4)JISHA方式適格OSHMS認定として、35の新規事業場、57の更新事業場の認定を行った。
	心とからだの健康づくり事業の推進 (1)健康づくり・メンタルヘルス研修の開催 (2)事業場への講師派遣等の実施 (3)生活習慣改善及びメンタルヘルスケアを促すためのアドバイスサービス (4)労働者の健康保持増進に向けた取組の推進 (委託事業 平成22年度限り) (5)過重労働による健康障害防止のための自主的改善に向けた取組の推進 (委託事業 平成22年度限り)	(1)①研修・セミナーを228回開催し、7,170名の参加を得た。 (2)①研修・セミナーを162回開催し、7,429名の参加を得た。 ②個別事業場指導等を122回行った。
	安全衛生技術サービスの実施 (1)事業場の安全衛生状態の診断・安全衛生教育・安全衛生講演の実施 (2)作業環境測定の実施 (3)血中有毒物・化学物質等の分析の実施 (4)有害業務従事者に対する特殊健康診断等の実施	(1)メンタルヘルス関連の研修・セミナーを57回開催し2,079名の参加、健康づくり関連の研修・セミナーを67回開催し3,202名の参加を得た。 (2)メンタルヘルス関連の事業場教育に525回、健康づくり関連の事業場教育に99回講師派遣等を行った。 (3)247事業場114,204名に対し実施した。 (4)・自殺予防セミナーや事業場内の教育担当者養成研修を開催(54回開催・5,675人参加) ・介護及び運送事業用の腰痛予防対策(介護28回・993人参加、運送36回・1,142人参加) ・自動車運転業務及び深夜・交代制勤務を対象に効果的な運動や栄養摂取等の指導の実施 (指導事業場数 自動車運転業務287事業場、深夜交代制勤務511事業場) (5)中小規模事業場における対策を推進するため、中小事業主集団を47集団(962事業場)選定し、指導員が助言・指導等を実施した。
	中小企業に対する支援の実施 (1)小規模事業場で構成する団体への安全衛生活動援助事業の実施(委託事業 平成24年度限りの予定)	(1)安全・衛生診断を525件、安全衛生教育を1,074件、安全衛生講演を412件実施した。 (2)作業環境測定を1,203事業場に対し実施した。 (3)作業者の尿、血液、毛髪等の中の有害物質やその代謝物の分析(生体試料の分析)及び作業場の空気中の有害化学物質や建材中の石綿分析(非生体試料の分析)を23,185検体実施した。 (4)特殊健康診断及び一般健康診断を11,935名実施した。
		(1)団体安全衛生活動援助事業として、平成22年度は新たに46団体を登録し、21年度の53団体、20年度のアフターケア団体の73団体の合計172団体(構成小規模事業場3,380事業場)が実施する安全衛生活動に対し、指導・助言を行った。
四 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。		
五 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	三号に同じ	三号に同じ
六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	安全衛生に係る図書等の普及 (1)技能講習等のテキストの迅速な発行・改訂 (2)安全衛生ポスター等の制作 (3)定期刊行物の発行	(1)16冊の安全衛生テキストの改訂、15冊の安全衛生小冊子の作成、33冊の安全衛生図書の 新刊発行・改訂を行った。 (2)ポスター等の用品について77点を制作した。 (3)定期刊行物「安全と健康」「安全衛生のひろば」を年12回発行。「心とからだのオアシス」を 年4回発行。「安全衛生通信」年22回発行のほか「安全衛生かべしんぶん」年24回発行した。
	会員に電子メールで「中防災マガジン」を送付することにより、中防災情報や行政情報等を提供	月に2回発行。
	インターネットによる安全衛生情報の提供(平成22年度は委託事業、平成23年度より自主事業)	労働災害発生状況、労働災害事例、化学物質に関する安全衛生情報等の情報をホームページで提供し、3,248万件のアクセスを得た。
	技能講習修了証明書統合発行システムの管理及び運営 (委託事業 平成22年度限り)	登録教育機関から引き渡された技能講習の帳簿等を、証明書統合発行システムに登録した(約86万件)。11,642枚の技能講習修了証明書を発行した。

労働災害防止団体に則した事業内容

中央労働災害防止協会

法第11条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
(つづき)	産業安全技術館及び大阪産業安全技術館の運営(委託事業 平成22年度限り)	実際の安全装置や安全対策の展示パネルを通じて、安全意識の高揚を図った。労働災害の動向や新しい安全技術など、社会的に関心のあるテーマで特別展を行った(来館者数62,494人)。
七 調査及び広報を行なうこと。	労働災害防止に資する調査研究の実施(補助事業)	①労働災害が多発している小売業における安全衛生対策に関する調査研究 ②食品加工業における効果的なリスクアセスメントの進め方に関する調査研究 ③安全衛生への取組が取引等に好影響を与えている事例等に関する調査研究の3テーマについて調査研究を実施した。
	職場における化学物質のばく露実態調査、有害性評価等化学物質リスク評価の実施(委託事業)	①リスク評価対象物質(18物質)について、ばく露実態調査(59事業場)を実施し、ばく露評価を行った。 ②リスク評価対象物質(20物質)について、有害性評価書を作成した。 ③化学物質のリスク評価に係るリスクコミュニケーションを3回開催した。
	全国安全週間、全国労働衛生週間及び年末年始無災害運動等の広報	労働災害の重要性、安全衛生意識の高揚を図るため全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動等の運動を主唱し、ホームページや月刊誌、ポスター等を通じて広く広報を行った。
八 その他必要な業務を行なうこと。	国際協力等の推進 (1)開発途上国に対する技術協力の推進 (2)海外の安全衛生対策について相談等の支援の実施 (3)諸外国の労働安全衛生団体等との交流の促進	(1)開発途上国に対する技術協力として、開発途上国の担当者を招聘し有害化学物質の管理及びOSHMSに関する研修を実施、また、JICAの集団研修を、東京・大阪において実施するなどした。 (2)海外での労働安全衛生対策に問題を抱える日系企業等からの相談等への支援を行った(131件)。 また、ホームページに海外トピック等を掲載するとともに、アニュアルレポートを作成し、国内外に情報提供した。 (3)APOSHOの年次総会で「日本のリスクアセスメント及びOSHMSの普及状況と促進方策に係る調査研究」について発表した。

法第11条第2項 (国からの委託を受けて、次の業務を行うことができる。)	事業内容	事業実績
一 安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務を行うこと。	東京・大阪安全衛生教育センターにおいて、安全衛生教育を行うトレーナー等の養成	東京開催分:173回、3,040人 大阪開催分:156回、2,877人 合計 329回の講習会を開催し、5,917名のトレーナー等の養成を行った。
二 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務を行なうこと。	日本バイオアッセイ研究センターにおける事業の実施 (1)既存化学物質の有害性調査(委託事業) (2)ナノマテリアルの有害性等調査(委託事業) (3)特定の物質・材料の毒性試験等の調査	(1)既存化学物質の有害性を調査するため、動物を用いた吸入による発がん性試験を実施した。 (2)ナノマテリアルの特性に対応した吸入ばく露試験の装置を改良・増設し、動物試験等を実施した。 (3)化学物質等特性の物質・材料について、動物を用いた一般毒性試験及び生殖発生試験や遺伝毒性試験を実施した。
	労働衛生調査分析センター及び大阪労働衛生総合センターにおける業務の実施 (1)血中有害物・化学物質等の分析の実施(再掲) (2)有害業務従事者に対する特殊健康診断等の実施(再掲) (3)職場における化学物質のばく露実態調査(委託事業)(再掲) (4)職業性疾病の予防等労働者の健康障害防止のための調査研究(委託事業)	(1)作業者の尿、血液、毛髪等の中の有害物質やその代謝物の分析(生体試料の分析)及び作業場の空気中の有害化学物質や建材中の石綿分析(非生体試料の分析)を23,185検体実施した。 (2)特殊健康診断及び一般健康診断を11,935名実施した。 (3)化学物質のリスク評価対象物質に係るばく露実態調査を実施した。 (4)・個人ばく露方式の測定方法について、測定方法、測定結果の評価方法等の実証的検証を実施した。 ・吸引した有害物質含有空気を浄化し再度屋内に還す方式の局所排気装置等の有効性を検証した。
三 快適な職場環境の形成に関する情報及び資料の収集及び提供並びに広報その他の啓発活動を行なうこと。	快適職場推進のため、「快適職場フォーラム」や「職場のソフト面の快適化のための講習会」を開催するとともに、パンフレットや事例集を作成・配布等を行った。また、受講喫煙防止対策に関する調査研究を行った。(委託事業 平成22年度限り)	①福岡県にて快適職場フォーラムを開催し、277名の参加を得た。 ②職場のソフト面の快適化のための講習会を全国7箇所で開催し、405名の参加を得た。 ③職場の心理的・制度的側面の改善方法に関する調査研究を実施した。 ④パンフレット、事例集を9種類、202,000部を作成し配布を行った。また、ホームページへの事例の掲載を行った。 ⑤職場における受動喫煙防止対策委員会を3回開催し検討を行った。
四 一般社団法人又は一般財団法人であつて、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他の快適な職場環境の形成の促進に関する業務を行うものに対して、相談、助言その他の援助を行なうこと。	快適職場推進のためのパンフレット、事例集の提供(委託事業 平成22年度限り)	9種類、202,000部作成した事例集やパンフレットを配布するとともに、快適職場形成促進に関する指導・助言を行った。

法第11条第4項 中央協会は、第1項の業務を行なうにあたっては、労働安全衛生法に基づいて策定された労働災害防止計画に即応するように努めなければならない。	資料8に掲載	
---	--------	--

労働災害防止団体法に則した事業内容

建設業労働災害防止協会

法第36条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
一 労働災害防止規程を設定すること。	直近では、建設業労働災害防止規程(以下、「災防規程」という。)を平成21年度に改正し、安全指導者が周知し、遵守させるための指導を行っている。 なお、災防規程は、建設工事の実態を踏まえ、継続的に改訂作業を行うこととしている。現行の災防規程については、平成23年度より見直し意見等を安全指導者等から徴収することとしている。	—
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	労働災害防止団体法施行規則第1条及び第2条に示されている資格を有する者のうちから、安全管理士、衛生管理士を選任し、本部1名・支部6名を配置している。 安全管理士及び衛生管理士は、会員事業場等に対し、現場指導、安全衛生協議会、安全衛生教育等に対する技術的な指導・支援等を行う。	現場指導等: 782件 (個別527件、集団60件、パトロール195件) 講習会等: 230回 (講演79回受講者8,499名、講習151回受講者9,314名) 調査研究等: 65回 相談等: 411回 情報収集等: 47回 安全論文等の監修等の技術的指導等: 486回

労働災害防止団体に則した事業内容

建設業労働災害防止協会

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。	安全装置、安全衛生保護具及び安全用具等(以下、「安全装器具」という。)について、建災防が推薦することによって、こうした安全装器具が普及と性能品質の向上を図り、もって労働災害の防止に寄与することを目的として実施する。	平成22年度 ・耳位置対応調節付き脱落防止強化機構あご紐(M・FIT) ＜参考＞ 平成16年度 ・建設現場敷鉄板緊結金具「リンクプレート」 平成19年度 ・高機能保護帽「ヘルメッシュⅢ飛翔」
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	(1)本部・支部の講習 ①本部で実施 建災防支部、建設企業等で実施する管理監督者、指導者を養成する教育を実施する。 また、労働安全衛生法令に定められている研修(厚生労働大臣が定める研修)について実施する。 ＜主な教育＞ ・特別教育及び特別教育に準ずる講師養成講座 ・安全管理者選任時研修 ②事業者 に代わって実施する安全衛生推進向上のための教育 ＜リスクアセスメントを取り入れた研修＞・・・支部で実施 ③技能講習作業主任者等支部で実施 労働安全衛生法に基づく各都道府県労働局の登録教習機関として、法令で定める各種の技能講習を実施する。 また、特別教育や事業者 に代わって各種の安全衛生教育を実施する。 ＜主な教育＞ ・作業主任者技能講習 ・運転等技能講習 ・特別教育 ・職長・安全衛生責任者教育 ・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(建設従事者教育) ④その他の教育	(1)本部・支部の講習 ①建災防支部、建設企業等で実施する管理監督者、指導者を養成する教育を実施した。 7月に出された通達に基づき特別教育に準じた教育として、丸のこ等取扱い作業従事者教育を実施した。 猛暑で多発した熱中症予防に対応するため、予防指導員研修を計画し、23年度において実施するために3月に支部を対象に2回実施した教育も含む 労働安全衛生法令に定められている研修(厚生労働大臣が定める研修)についても実施した。 回数:35回 参加人数:1,999人 ②安全衛生推進向上のための教育＜リスクアセスメントを取り入れた＞を実施した。回数:1,563回 参加人数:50,590人 ③作業主任者技能講習・運転等技能講習・特別教育及び特別教育に準じる教育等を実施した。回数:2,514回 参加人数:91,112人
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	(2)教育センターの講習 ①技能講習などを実施するための講師の養成 ②建設技術者に対する安全衛生教育	(2)教育センターの講習 ①講師の養成 26回 581人 ②技術者教育 48回 984人
四 調査及び広報を行なうこと。	①会員に対し広報誌「建設の安全」を年10回発行、配付する。 ②国が策定した「労働災害防止計画」を基本とした「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望(第6次建設業労働災害防止5ヵ年計画)」を作成し配付する。 ③年度毎に会員等が取り組む労働災害防止計画を作成し配付する。 ④全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始、年度末の各期間に重点対策等を記載した実施要領を作成し配付する。 ⑤海外の安全衛生情報を収集する。 ⑥年1回、全国建設業労働災害防止大会を開催している。 ⑦同大会において会員企業が参加している安全衛生管理、 ⑧コスモス普及促進事業 国の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に準拠し、建設業の特性を踏まえた労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(以下「コスモスガイドライン」という。)に基づく労働安全衛生マネジメントシステムの構築、又は内部システム監査のための情報及び資料を提供することによりコスモス運用のための支援サービスを実施する。	①行政通達、災害統計や会員が取り組んでいる安全衛生活動をタイムリーに広報誌「建設の安全」掲載し、年10回発行して、会員に配付した。 ②建設業労働災害防止5ヵ年計画を作成し、会員に配付した。 ③年度毎に会員等が取り組む労働災害防止計画を作成し、会員等に提供した。 ④毎年、全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始、年度末の各期間に重点対策等を記載した実施要領を作成して会員等に配付した。 ⑤海外の安全衛生情報を収集し、必要に応じて会員に提供した。 ⑥年1回、全国建設業労働災害防止大会を開催して、安全衛生担当者等約5,000名が参加して、会員等の最新の安全衛生管理活動のノウハウなどの情報を提供し、安全衛生水準の向上を図った。 ⑧8件(8社)の実施であった。
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。	1.広報誌「建設の安全」の発行及びホームページを開設して、安全衛生情報の提供を行う。 2.労働災害の更なる減少には、企業の自主的な安全衛生管理活動が一層重要となっている。 また、新しい施工技術や機械等が開発され、作業の省力化が進む中で、今までにはない形態の労働災害の発生が懸念されている。 このようなことから、最近の安全衛生管理の実態を踏まえ、建設業の安全衛生水準向上のための基礎となる調査研究を行う。 また、調査研究結果については、当協会の機関誌や教育の場を通じて周知を行っている。 3.コスモス認定事業 コスモスガイドラインに基づいて労働安全衛生マネジメントシステムを導入した建設事業場が、導入したシステムの客観的な評価を希望する場合に、その建設事業場における同システムの構築及び実施状況を調査し、コスモス認定基準に基づき評価し、同基準に適合している建設事業場に対しコスモス認定証を交付する。	1.行政通達、災害統計等の情報をホームページで公開した。 広報誌に行政の通達等を分かりやすい解説を掲載して会員提供した。 2. ・クレーン機能付きドラグショベルの安全対策に関する調査研究 ・建設工事における熱中症対策と保護具等の活用等に関する調査研究 ・土砂崩壊防止対策に関する調査研究 ・足場の組立て、解体工法に関する調査研究 ・木造家屋建築工事に係る労働災害防止に関する調査研究 ・安全衛生経費の確保に関する調査研究 ・安全衛生活動に熱心に取り組んでいる企業に対する評価・優遇措置(インセンティブ)に関する調査研究 ・労働災害防止に向けた危険体感型教育のあり方等に関する調査研究 ・建設現場における振動障害予防対策に関する調査研究 3.コスモス認定事業 27件(26社)の実施であった。
	1.広報活動等 ①全国大会において、安全衛生装器具及び仮設機材を展示し広報する。 ②安全について優秀な発明、考案について顕彰し、会員の創意工夫を支援する。	1.広報活動等 ①カタログ集の他、大会会場、研修会会場において実物の安全衛生装器具を展示することで、利用促進と装器具の適正な使用方法の普及を図った。 ②顕彰作品は、会員に広報誌「建設の安全」、ホームページ等で募集し、顕彰作品は全国大会において壇上表彰して、会員の安全の工夫に対する意欲を図った。

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
(つづき)	2.委託事業 (1)専門工事業者安全管理活動等促進事業 自律的安全管理活動促進事業 (本部の実施事項) ・指定工事業者団体等への協力要請 ・事業運営会議の開催 ・事業運営委員会の開催 ・危険性・有害性等の調査標準モデル教材作成委員会の開催 ・危険性・有害性等の調査標準モデル教材作成ワーキンググループ委員会の開催 ・新任の専門工事業安全管理促進指導員に対する研修会の開催 (支部の実施事項) ・専門工事業安全管理促進指導員の配置 ・専門工事業安全管理活動等促進事業協力員の配置 ・専門工事業務責任者の配置 ・経営首脳者セミナーの開催 ・専門工事業安全管理担当者研修会の開催 ・危険性・有害性等調査マニュアル作成研修会の開催 ・個別指導の実施 (2)中小総合工事業者指導力向上事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 ・事業推進委員会の開催 ・新任の中小総合工事業者指導員に対する研修会の開催 (支部の実施事項) ・事業打合せ会議 ・中小総合工事業者指導員の配置 ・中小総合工事業務責任者の委嘱・配置 ・モデル店社の指定、支援 ・現場所長研修会の開催 ・店社安全衛生管理担当者研修会の開催 (3)建築工事等における墜落防止対策推進事業 ①手すり先行工法安全対策推進事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 ・専門委員会の設置・運営 ・手すり先行工法中央技術指導員の配置 ・新任の手すり先行工法技術相談員に対する研修会の開催 ・手すり先行工法に関する説明会の開催 ・工事の実施に対する支援及び安全パトロール用資料等の作成 (支部の実施事項) ・支部技術指導員の配置 ・手すり先行工法技術相談員の配置 ・事業推進打合せ会の開催 ・手すり先行工法による工事の実施に対する支援 ・安全パトロールの実施 ・災害発生事例、ヒヤリハット事例等の収集 ・事業者団体・足場工事業者等関係団体に対する支援 ②低層住宅建築工事安全対策推進事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 ・専門委員会等の設置・運営 ・中央技術指導員の配置 ・新任の低層住宅工事技術相談員に対する研修会の開催 (支部の実施事項) ・低層住宅工事技術相談員の配置 ・低層住宅工事業務責任者の配置 ・事業推進打合せ会の開催 ・教育研修会の開催 ・支援団体の指定、支援 ・安全パトロールの実施 ・低層住宅工事関係者に対する安全衛生教育の実施 ③墜落防止のための作業箇所別基本対策の検討 ・基本対策のパンフレットの作成 ・リーフレットの作成	2.委託事業 (1)専門工事業者安全管理活動等促進事業 自律的安全管理活動促進事業 (本部の実施事項) ・指定工事業者団体等への協力要請 12団体 ・事業運営会議の開催 1回 ・事業運営委員会の開催 3回 ・危険性・有害性等の調査標準モデル教材作成委員会の開催 3回 ・危険性・有害性等の調査標準モデル教材作成ワーキンググループ委員会の開催 42回 ・新任の専門工事業安全管理促進指導員に対する研修会の開催 1回 (支部の実施事項) ・専門工事業安全管理促進指導員の配置 150名 ・専門工事業安全管理活動等促進事業協力員の配置 250名 ・専門工事業務責任者の配置 51名 ・経営首脳者セミナーの開催 93回 ・専門工事業安全管理担当者研修会の開催 82回 ・危険性・有害性等調査マニュアル作成研修会の開催 85回 ・個別指導の実施 283事業場 (2)中小総合工事業者指導力向上事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 1回 ・事業推進委員会の開催 1回 ・新任の中小総合工事業者指導員に対する研修会の開催 1回 (支部の実施事項) ・事業打合せ会議 155回 ・中小総合工事業者指導員の配置 125名 ・中小総合工事業務責任者の配置 47名 ・モデル店社の指定、支援 318店社 ・現場所長研修会の開催 47回 ・店社安全衛生管理担当者研修会の開催 47回 (3)建築工事等における墜落防止対策推進事業 ①手すり先行工法安全対策推進事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 1回 ・専門委員会の開催 2回 ・手すり先行工法中央技術指導員の配置 3名 ・新任の手すり先行工法技術相談員に対する研修会の開催 1回 ・手すり先行工法に関する説明会の開催 6回 ・工事の実施に対する支援及び安全パトロール用資料等の作成 リーフレット等141,000部 (支部の実施事項) ・支部技術指導員の配置 47名 ・手すり先行工法技術相談員の配置 63名 ・事業推進打合せ会の開催 84回 ・手すり先行工法による工事の実施に対する支援 150現場 ・安全パトロールの実施 865現場 ・災害発生事例、ヒヤリハット事例等の収集 232件 ・事業者団体・足場工事業者等関係団体に対する支援 24団体 ②低層住宅建築工事安全対策推進事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 1回 ・専門委員会等の開催 3回 ・中央技術指導員の配置 1名 ・新任の低層住宅工事技術相談員に対する研修会の開催 1回 (支部の実施事項) ・低層住宅工事技術相談員の配置 63名 ・低層住宅工事業務責任者の配置 47名 ・事業推進打合せ会の開催 91回 ・教育研修会の開催 41回 ・支援団体の指定、支援 54団体、182回 ・安全パトロールの実施 1,140現場 ・低層住宅工事関係者に対する安全衛生教育の実施 41回 ③墜落防止のための作業箇所別基本対策の検討 ・委員会の開催 8回 ・基本対策のパンフレット作成 8,000部 ・リーフレットの作成 42,400部 ・報告書の作成 100部

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
(つづき)	3.安全衛生図書用品等の作成頒布 各事業が実施する労働災害防止活動を支援するため、ニーズに即した安全衛生に関する資料及びポスター等を適宜作成・頒布する。 ①全国安全週間及び全国労働衛生週間、年末年始及び年度末等の労働災害防止運動に資するためのポスター・のぼり等 ②建災防統一安全標識等 ③技能講習、特別教育等の教材 ④リスクアセスメントの的確な実施を図るための関係資料 ⑤その他、安全衛生教育用資料及び安全衛生用品等	3.安全衛生図書用品等の作成頒布 各企業が実施する労働災害防止活動を支援することを目的に、国が定めたリスクアセスメント指針に基づき、建設業の特徴を踏まえた「建設業のリスクアセスメント(建設業盤マニュアルの解説)」、建設業における熱中症予防のための労働衛生教育の指導員及び作業員用教材、特別教育に準ずる教育用教材「丸のこ等取扱い作業の安全」などの安全衛生図書を企画・作成し、頒布を行ったほか、ずい道等建設工事における換気技術指針の見直しのための専門委員会を設けて種々検討を行った。 また、企業が取り組む安全衛生活動を支援するためのポスターやのぼり等の安全衛生用品等を企画・制作し、頒布を行った。 ①全国安全週間及び全国労働衛生週間、年末年始及び年度末等の労働災害防止運動に資するためのポスター・のぼり等 イ ポスター等 全国安全週間ポスターほか57種 約451,600枚 ロ のぼり等 全国安全週間のぼりほか64種 約109,300枚 ②建災防統一安全標識等 建災防統一安全標識ほか147種 約5,000枚 ③技能講習、特別教育等の教材 イ 足場の組立て等工事の作業指針ほか16種 約126,700部 ロ 高所作業車運転者必携ほか12種 約179,000部 ④リスクアセスメントの的確な実施を図るための関係資料 建設業のリスクアセスメント (マニュアルの解説) ほか12種 約21,300部 ⑤その他、安全衛生教育用資料及び安全衛生用品等 イ 石綿粉じんへのばく露防止マニュアルほか 221種 約284,000部 ロ 視聴覚教材:進めよう現地KYほか64種 570点 ハ 足場の組立て後点検表CD-ROMほか167種 26,500点

労働災害防止団体に則した事業内容

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

法第36条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
一 労働災害防止規程を設定すること。	陸上貨物運送事業労働災害防止規定を昭和41年7月に制定し、その後6回の改訂を行った。	設定 昭和41年7月3日 変更 昭和42年7月3日 変更 昭和43年8月3日 変更 昭和48年12月1日 変更 昭和61年7月1日 変更 平成3年11月25日 変更 平成13年3月28日 (申請 平成23年5月30日)
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	安全管理士等が主となり、会員に対し、次の事項について指導及び援助を行う。 ①安全衛生関係法令に係る技術的な事項についての指導 ②安全及び衛生に係る技術的な事項についての教材及び図書の作成 ③安全及び衛生に係る教育方法についての指導	①安全管理士による安全衛生に関する技術的事項に関する指導 32回/84事業場 ②平成22年版「安全衛生のしおり」の作成 「陸運業で働く人のはじめての安全と健康(雇入れ時教育用テキスト)」の作成 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方(DVD)」の作成 安全管理者必携—安全管理者選任時研修テキスト改訂 ③集団的指導により257回/14,051事業場に対し指導 ④炎防指導員が2,235人日

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害防止に関し、次の業務を行うことができる。)	事業内容	事業実績
一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。	—	
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	I 労働安全衛生法に基づく技能講習 ①フォークリフト運転技能講習の実施 ②ショベルローダー等運転技能講習の実施 ③はい作業主任者技能講習の実施 ④玉掛技能講習の実施 ⑤小型移動式クレーン運転技能講習の実施 II 労働安全衛生法及び関係行政通達に基づく安全衛生教育 ①陸災防安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座 ②安全管理者選任時研修 ③安全衛生推進者養成講習 ④安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ⑤リスクアセスメント研修 ⑥フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 ⑦車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 ⑧積卸し作業指揮者教育 ⑨交通労働災害防止担当管理者教育 ⑩自動車運転業務従事者安全衛生教育 ⑪交通KYT講習 ⑫腰痛予防のための対象作業管理者教育	I 労働安全衛生法に基づく技能講習(回数/受講者数) ①2,015回/43,576人 ②40回/697人 ③123回/6,196人 ④73回/1,484人 ⑤39回/482人 II 労働安全衛生法及び関係行政通達に基づく安全衛生教育 ①1回/24人 ②6回/97人 ③18回/967人 ④25回/1,003人 ⑤44回/2,102人 ⑥58回/1,968人 ⑦22回/626人 ⑧62回/2,423人 ⑨41回/2,186人 ⑩4回/329人 ⑪30回/1,013人 ⑫5回/103人
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	①安全及び衛生に係る調査統計資料の作成並びに情報の収集、整備に関すること。	①「荷役作業時における墜落・転落災害防止のためのマニュアル」(パンフレット) 3,680部 ②「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」(パンフレット) 9,500部 ③「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」(パンフレット) 31,000部 ④「陸上貨物運送事業・倉庫業における派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアル」(小冊子) ⑤「陸運業・倉庫業で働く派遣労働者の安全・健康のために」(リーフレット) 24,000部 ⑥「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント (リーフレット) 101,000部 ⑦啓発用ミニポスター(「緊急! 陸運業の死亡災害が大幅に増加」) 6,200部 ⑧熱中症予防対策のポイント(リーフレット)
四 調査及び広報を行なうこと。	安全及び衛生に係る技術的な事項についての調査研究に関すること。	(調査) 陸運業における荷役作業の労働災害防止対策等について、以下の3テーマについて、事業場の取組状況のヒアリングを実施の上、「労働災害防止対策に関する実態調査検討専門委員会報告書」としてとりまとめを行った。 ①「新規に雇用された労働者に対する安全衛生教育の効果的な実施に関する調査研究」 ②「陸運業におけるリスクアセスメントの取組に関する調査研究」 ③「荷主庭先における自動車運転者の荷役作業の安全確保に関する調査研究」 (広報) ・広報誌「陸運と安全衛生」: 毎月発行 年間合計 625,030部 ・ホームページ: 平成22年度アクセス件数 88,905件(平成13年度開始以来の累計 539,122件) ・リーフレット等 安全作業マニュアル 安全設備マニュアル ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法 派遣労働者の安全衛生管理マニュアル 交通労働災害防止のためのガイドラインのポイント 啓発用ミニポスター(死亡急増の緊急対策用)
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。	安全衛生意識の高揚に関すること。	第46回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 ①開催日 平成22年11月4日(木) ②開催地 栃木県宇都宮市(栃木県総合文化センター) ③参加者数 1000名余りの会員事業場 第25回全国フォークリフト運転競技大会 ①開催日 平成22年9月26日(日) ②開催地 埼玉県深谷市(埼玉県トラック総合教育センター) ③参加者数 支部代表選手78名(一般の部63名、女性の部15名) 平成22年 フォークリフト運転競技地方大会 参加者数 全国計 907名(男性 863名、女性44名) 平成22年 安全衛生標語応募数 4,910作品(過去最多数)

労働災害防止団体法に則した事業内容

林業・木材製造業労働災害防止協会

法第36条第1項 (次の業務を行うものとする)	事業内容	事業実績
一 労働災害防止規程を設定すること。	1 林業・木材製造業労働災害防止規程の改正 林業・木材製造業労働災害防止規程は、法令等の改正や作業態様の変化等に対応して条文を加えるなど、時代の変遷に対応して改正を行う。昭和41年制定。8回改正。	(1)規程の改正経過(年月はいずれも施行時期) 昭和41年10月 伐木造材作業関係 昭和42年10月 製材作業関係 昭和43年11月 機械集材作業関係 昭和44年11月 運材索道関係 昭和49年3月 労働安全衛生法施行に伴う改正(伐木安全土、集材機運転土) 昭和52年5月 造林作業、チェーンソー取扱作業、フォークリフト作業関係の新設及び再教育制度の新設 平成4年12月 林内作業車による集材作業、刈払機取扱作業、木材加工作業の新設及び規程全般の見直し及び規程名称変更(林業→林業・木材製造業) 平成13年3月 安全衛生管理体制等、伐木造材機械による作業、タワーヤードによる作業、林業用単軌条運搬機の取扱い、林業の作業現場における緊急連絡体制、木材加工作業における安全確認者の選任 平成20年4月(最新) リスクアセスメント及び過重労働に係る対策の新設、スイングヤードによる作業の新設、蜂刺され対策及びチェーンソー作業用防護衣の備え付けの新設、かかり処理作業の充実、クリップ使用基準の見直し (2)平成22年度における規程改正の準備実績 製材機械と木工機械の一部にとどまっている現行規程を、現場の作業実態に合わせるための木材加工用機械全般にわたる安全対策に関する調査研究を実施した。 具体的には、どのような業種を取り上げ、規程における木材製造業の構成及び設置規定項目について検討。
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	1 労働災害防止活動等の支援事業 林材業においては、小規模零細事業場が大半を占め、労働災害防止活動の取組みがなされていない事例がみられ、また、安全衛生管理体制も十分に確立していない事業場も少なくない。実効性のある労働災害防止対策の知識の付与と、これらの有効性の理解と認識を深めていくための指導と援助の事業を行う。	(1)労働災害防止活動等の支援事業 ①林材業リスクアセスメントの普及定着 林材業リスクアセスメントのテキスト、視聴覚教材、パンフレットにより、あらゆる会議や労働災害防止活動の場を捉え、林材業リスクアセスメントの普及定着を図るとともに、リスクアセスメントの講習会等を開催した。 また、林業における事業場は小規模零細なものが多く、リスクアセスメントを普及するためには分かりやすいモデルを作成し、このモデルを活用して指導する必要があることから、平成20年度「スイングヤード集材編」、同21年度「刈払機作業編」を作成したのに続き、同22年度は「間伐作業編」のモデルを作成し、支部が指導を行う事業場への導入活動に活用した。 ＜リスクアセスメント「間伐作業編」モデルを活用して導入指導を実施した事業場数： 100事業場＞ ②小規模事業主等に対する労働関係法令等の周知定着 林材業の事業主及び労働者に対して労働関係法令の基本的知識を付与することを目的に、全国47支部において、平成22年8月から平成23年3月にかけて林材業労働関係法令等集団指導会を開催し、労働関係法令等の周知定着を図った。 ＜林材業労働法令等集団指導会＞ 事業主向け： 48回(47都道府県) 1,509人 労働者向け： 48回(47都道府県) 1,616人 ③「林材業労災防止専門調査員」による機動的労働災害防止活動の推進 地方駐在安全管理士と連携の下に、同管理士の活動をサポートする「林材業労災防止専門調査員」(以下「専門調査員」という。)を都道府県ごとに配置し、同管理士の指揮の下、合同安全パトロール、労働災害情報の収集、労働災害調査等を実施した。 なお、平成22年度は、労働災害の防止を図ることとして、専門調査員研修のための資料及び安全パトロールのための指導用テキスト(マニュアル)を作成し、研修会を開催し、都道府県ごとに43人の専門調査員を委嘱・任命した。また、専門調査員、安全管理士及び労働行政機関との合同安全パトロールを実施した。 ＜専門調査員による合同安全パトロール： 43都道府県 86回＞ (2)安全管理士による指導、援助活動実績 個別指導 83回 89事業場 集団指導 118回 4,994人 講習会 107回 3,680人 安全パトロール 80回 104事業場
	2 安全管理士による指導、援助活動事業 本部及び全国7ブロックに駐在する安全管理士が、事業場における安全パトロール、個別指導、集団指導において技術的指導、援助を行うとともに、労働災害防止研修会及び特別教育など支部の行う各種事業について指導を行う。	

労働災害防止団体に則した事業内容

林業・木材製造業労働災害防止協会

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。	なし	なし
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	1 安全衛生教育の実施事業 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、法令、通達に基づく技能講習、特別教育等の安全衛生教育に必要な情報の提供を行うとともに、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図り、積極的に取り組む。	(1)安全衛生教育の実施と資格取得の促進実績 労働安全衛生意識の向上と法令等に基づいた資格取得の周知啓発に努め、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講勧奨を行った。 また、講習会の開催予定については、ホームページに掲載して受講者の利便性を図った。 平成22年度実施した安全衛生教育講習等は次のとおりである。 <技能講習> 木材加工用機械作業主任者：36支部 1,125人 はい作業主任者：11支部 577人 小型移動式クレーン運転(1トン以上5トン未満)：5支部 299人 フォークリフト運転(1トン以上)：10支部 1,293人 不整地運搬車運転：1支部 57人 玉掛け(1トン以上)：4支部 425人 車両系建設機械(整理・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習：1支部 40人 <安全衛生特別教育> 機械集材装置の運転の業務：12支部 319人 伐木等業務(則36条8号及び則36条8号の2)：47支部 14,476人 小型車両系建設機械(3トン未満)運転業務：2支部 24人 クレーンの運転の業務(5トン未満)：1支部 7人 <能力向上教育・安全衛生教育・通達教育等> 安全衛生推進者能力向上研修(木材・木製品製造関係)：1支部 14人 安全衛生推進者能力向上研修(林業関係)：1支部 11人 木材加工用機械作業主任者能力向上教育：1支部 47人 フォークリフト運転業務(令20条11号)従事者安全衛生教育(1トン以上)：2支部 63人 機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育：1支部 13人 チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者安全衛生教育：13支部 1,240人 刈払機取扱作業安全衛生教育：47支部 18,581人 造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育：3支部 49人 林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育：20支部 1,017人 林業架線作業主任者免許取得講習：2支部 20人 リスクアセスメント実務研修：9支部 279人 その他：2支部 210人 <その他> 安全作業技術現地実技研修会：14支部 1,368人 安全衛生指導員養成研修：14支部 204人 安全巡回指導の実施箇所数(指導班による巡回指導を含む)：44支部 3,175人 救助訓練：2支部 77人 労働安全衛生改善対策セミナー(都道府県単位)：8支部 796人 ブロック別安全管理指導セミナー：2支部 109人 林業架線作業主任者免許取得講習：9支部 93人 その他：8支部 2,312人
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	1 労働災害情報の収集分析及び提供事業 林材業における労働災害発生状況を収集分析し、支部、会員をはじめ関係団体等に速報するとともに、毎年の労働災害発生の傾向等を分析、取りまとめ、情報として広く提供する。	(1)労働災害情報の収集分析 労働災害(死亡災害)の発生情報を得た支部、安全管理士は、労働災害(死亡災害)発生速報を本部に送付するとともに、詳細な発生状況を災害発生事業場から聞き取りや監督機関を通じて調査して詳報を報告し、本部はこれらを取りまとめて発生状況を分析した。 (2)労働災害情報の提供 上記(1)で収集、分析した労働災害情報は、次の手段を用い、支部を通じて分会及び会員、関係機関並びに関係団体等に提供した。 ①労働災害発生状況速報(12回) ②死亡災害事例速報(随時) ③月刊情報誌「林材安全」への労働災害発生状況、労働災害事例の掲載(12回) ④ホームページへの労働災害発生状況、死亡災害事例速報の掲載(随時) ⑤林材業における労働災害の現状と対策(平成21年版 800部) ⑥林材業労働災害防止年報(平成22年版 450部)
四 調査及び広報を行なうこと。	1 調査研究事業 労働災害が多発する作業について、安全な作業を行う手順、手法等について、労働災害の発生状況の調査分析を行い、長年蓄積してきた労働災害防止対策の成果とともに、作業機械や作業態様の動向も見据え、学識経験者や業界内の専門家による委員会を設置して関係者のニーズに応えた調査・研究を行う。	(1)調査研究事業 林業事業場における安全技術指導体制、木材加工用機械の安全対策、間伐作業におけるリスクアセスメントの普及促進、高性能林業機械の安全対策及び安全教育に関する調査研究を行った。 ア 林材業労働災害防止対策の検討 ①林業事業場における効果的な安全技術指導体制のあり方に関する調査研究 林業事業場における新規就業者等の未熟練労働者に対する技術の指導体制等についてアンケート調査を行い、班長等による教育・指導の現状について分析した。 ②製材機械と木工機械の一部にとどまっている現行防災規程を現場の作業実態に合わせるための木材加工用機械全般にわたる安全対策に関する調査研究 前回の防災規程変更案の検討において、木材加工の実態に合わせ規程の見直しと再構成をすべきとの委員会の指摘を踏まえ、防災規程における木材製造業関係の構成及び設置規定項目について調査研究を実施した。

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
(つづき)	2 広報事業 林材業界唯一の労働安全衛生専門誌である月刊情報誌「林材安全」を発刊し、労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、調査研究成果、行政の動きを分かりやすく、迅速かつ確実に伝えるよう内容の充実に努める。また、ホームページによる災害事例報告、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業案内の提供に努める。	イ 間伐作業におけるリスクアセスメントの普及促進 リスクアセスメントを普及するための分かりやすいモデルを作成し、このモデルを活用して指導するため、「間伐作業編」のモデルを作成した。 ウ 高性能林業機械の安全対策及び安全教育の検討 油圧ショベル等車両系建設機械をベースマシンとする林業用の自走式大型機械の導入台数の増加とともに、それらの使用に伴う災害の発生もあつて安全対策が大きな課題になってきた。 このため、伐出の現場に導入されている各種高性能林業機械の普及状況、労働災害発生状況等を踏まえた包括的な安全対策の検討を行うとともに、新たに高性能林業機械の運転業務に就く者に対する安全教育の必要性、教育内容等について検討を行い、林業用自走式機械を対象に、中欧におけるオペレータ養成のための教育課程及び試験規程を調査するとともに、過去に実施した高性能林業機械の安全教育に係る調査研究の結果を再考することで、新たな教育内容に必要な事項の抽出とその基本的な考え方の提示を行った。 検討結果は、林業用自走式大型機械の安全教育体制の整備・実施に関する厚労省通達の基礎資料として活用される予定。 (1) 月刊情報誌「林材安全」の発刊による安全衛生情報等の提供 協会の月刊情報誌「林材安全」については、林材業界唯一の労働安全衛生専門誌としての公益性、社会性に則して労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、調査研究成果、行政の動きを分かりやすく、迅速かつ確実に伝えるよう内容の充実に努め、全国林材業労働災害防止大会で配布するなど広報活動を推進した。平成22年4月号から、本文を縦書きから横書きにするとともにA4判に大判化、また文字のポイントも大きく、文字間や行間もゆとりをもつて、見やすい誌面づくりとして体裁を大きく変えた。 (年間 延べ42,700部発行) (2) ホームページの内容充実と、災害事例報告、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業案内の提供に努めた。 (平成22年度中アクセス総件数 74,282件(204件/日))
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。	1 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」目標達成に向けた労働災害防止活動の推進及び労働災害防止規程の遵守徹底 2 木材製造業に係る安全対策の実施 木材製造業の度数率は、製造業全体の約2.5倍になるなど他製造業に比べて著しく高い状況が続いているため、木材製造業に係る労働災害の減少を期するため、あらゆる機会を活用して次の対策の周知に努める。 ・安全管理体制の確立 ・木材加工用機械作業主任者の選任と職務履行の徹底 ・木材加工用機械の自主点検の実施及び定着 3 「林業における死亡災害増加に対する緊急対策」の実施 4 大会等による労働安全衛生意識の高揚 全国の林材業関係者が一堂に会し、労働安全衛生の意識の高揚を図るとともに、労働災害撲滅の決意を新たにする全国林材業労働災害防止大会を開催する。 当大会においては労働災害防止に関する体験事例の発表など内容を充実させ、労働災害防止に対する意識の向上と情報の共有を図り、また労働災害防止に多大な功績のあった事業場、団体並びに個人を表彰して安全衛生意識の高揚を図る。	(1) 国の第11次労働災害防止計画を受けた防災計画の3年目の中間年として、目標達成に向けた労働災害防止対策の推進に積極的に取り組むとともに、労働災害の撲滅に向け事業者が遵守すべき基本事項を定めた防災規程が労働災害防止にとって極めて重要であることから、あらゆる機会をとらえて防災規程の趣旨、内容等の遵守徹底を図った。 特に、「林業における死亡災害増加に対する緊急対策」の実施に当たっては、集約的に防災計画の周知と防災規程の遵守の徹底を図った。 (2) あらゆる機会を活用して対策の周知に努めるとともに、自己点検表をホームページからダウンロードできるようにして、事業場が安全点検を実施するうえでの利便性を高めた。 (3) 「林業における死亡災害増加に対する緊急対策」の実施 林業における労働災害の死亡者数が増加したことから、8月に「林業における死亡災害の増加に対する緊急対策」を実施した。 同緊急対策では、死亡災害の多発に歯止めをかけるため、① 伐木作業、特に間伐作業における安全な作業手順の遵守、② 高年齢労働者への労働災害防止対策の徹底、③ 未熟練労働者への安全衛生教育と熟練労働者への再教育の徹底の3点を重点取組課題として、会長からの「林業における死亡災害増加に伴う緊急要請」を行い、林業事業場における「経営トップによる現場安全パトロールと一斉自主点検」を実施した。 また、労働災害多発の北海道及び岩手県については、緊急労働災害防止対策会議の開催、緊急安全パトロール等の実施を支部に指示し、労働災害防止に努めた。 同緊急対策の緊急要請文、自主点検表等については、ホームページからダウンロードできるよう利便性に配慮した。 <林業における死亡災害増加に対する緊急対策(平成22年8月～12月)> 現場安全パトロール実施事業場：1,075事業場 自主点検実施事業場(自主点検実施現場)：905事業場(1,194現場) 安全巡回指導：1,031回 高年齢労働者の災害防止対策と熟練度に応じた安全衛生教育：470回 緊急労働災害防止対策会議(多発支部以外を含む)：41回 緊急安全パトロール(多発支部以外を含む)：125回 (4) 第47回全国林材業労働災害防止大会の開催 ア 第47回全国林材業労働災害防止大会を、平成22年10月28日、鳥取県鳥取市において開催し、功労者等の表彰、事業場の体験事例発表等を通じて安全衛生意識の高揚を図った。 また、地方労働災害防止大会を支部、分会の単独又は関係団体との共催のもと開催した。 全国林材業労働災害防止大会 鳥取県鳥取市：1,020人 地方労働災害防止大会等：3支部 658人 イ 全国林材業労働災害防止大会会長表彰 全国大会において、安全衛生に優秀な成績をあげた団体及び会員事業場並びに労働災害防止のため特に功労、功績のあった個人の表彰を行った。 事業場賞優良賞：2事業場 事業場賞進歩賞：7事業場 個人賞功労賞：18人 個人賞功績賞：12人

労働災害防止団体に則した事業内容

林業・木材製造業労働災害防止協会

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
(つづき)	5 「林業労働災害防止月間」の設定 厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」(7月1日～7日)に併せて当協会が中心となり、7月1日から31日までの間を「林業労働災害防止月間」として設定し、林業、木材製造業ともに業界を挙げて労働災害防止活動の集中・深化を図る。 6 労働安全及び労働衛生標語ポスターによる労働安全衛生意識の啓発 林業労働安全標語及び林業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全ポスター及び労働衛生ポスターを作成する。 7 図書・安全衛生用具等の普及 図書・教材等について、会員事業場等に広く紹介を図ること、労働安全衛生意識の向上と労働災害防止活動の活性化のための販売促進を図る。 また、労働災害防止に有効な安全衛生用品・保護具等について、会員事業場等に広く紹介するとともに、全国大会での展示、各種講習会等の機会を捉え、労働安全衛生意識の向上と労働災害防止活動の活性化のための販売促進を図る。	イ「林業労働災害防止月間」 会長メッセージの発出・周知(月刊情報誌「林業安全」及びホームページへの掲載と、FAXでの支部への一斉送信)を通じて、各事業場の事業主及び従業員による「安全の誓い」など、労働災害防止対策の取組要請を行うなどにより同月間を盛り上げ、労働安全衛生意識の高揚を図った。 (6)労働安全及び労働衛生標語ポスターによる労働安全衛生意識の啓発 林業労働安全標語及び林業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全ポスター及び労働衛生ポスターを作成、頒布した。 ・林業労働安全標語 「ヒヤリハットで得た教訓 皆(みんな)で活かしてO(ゼロ)災職場」 ・林業労働衛生標語 「オンとオフ 切り替え上手でリフレッシュ」 ・労働安全ポスター 11,500枚 ・労働衛生ポスター 9,500枚 (1)図書教材等の作成頒布 図書教材等について、「図書・安全衛生用品・DVDカタログ」を作成・配布するとともに、ホームページに掲載するなど積極的なPRに努めた。また、会員をはじめ一般にも広く紹介して販売促進に努め、労働安全衛生意識の向上を図った。 (2)安全衛生用具等の普及促進 安全衛生用品・保護具等について、「図書・安全衛生用品・DVDカタログ」を作成・配布するとともに、ホームページに掲載するなど積極的なPR・販売に努め、労働安全衛生意識の向上を図った。

労働災害防止団体に則した事業内容

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

法第36条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
一 労働災害防止規程を設定すること。		港湾貨物運送事業労働災害防止規程を次のように設定 ・船内荷役作業関係を設定 昭和41年7月3日大臣認可 ・沿岸荷役関係を追加 昭和42年7月3日大臣認可 ・はしけ、いかだ、検数及び検量関係を追加 昭和43年8月3日大臣認可 ・労働衛生基準関係を追加 昭和55年12月1日大臣認可 ・防災規程の条項を総括的事項、全般的安全衛生管理システムに関する章、現場作業に直接関係する章等12章に整理区分し、条文も292条と大幅に追加・変更 昭和60年3月3日大臣認可 ・その後、変更について平成6年3月3日、平成12年12月28日、平成20年1月4日各大臣認可
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	1 港湾荷役現場の安全衛生指導 ① 個別巡回指導 ② 主要港督励巡視(8大港) 2 安全管理士(員)による個別指導及び集団指導等 3 安全衛生強調運動 ① 港湾労働安全強調期間(7月1日～9月30日) ② 港湾労働衛生強調月間(10月1日～10月31日) ③ 年末年始港湾無災害強調期間(12月16日～1月15日) 4 安全衛生教育・研修等 ① 経営トップ・セミナー ② 安全衛生セミナー(経営首脳、管理監督者等) ③ 安全管理者選任時研修等 ④ リスクアセスメント研修 ⑤ 指差呼称定着化研究会 ⑥ 指差呼称実践者養成研修 ⑦ 港湾実地研修 5 安全衛生資料の作成 「港湾労働災害防止規程」、「労働安全衛生関係法令(港湾貨物運送事業)」、 「揚貨装置安全運転必携、同左問題集」、「沿岸荷役主任者テキスト」、 「フォークリフト運転者安全ポケットブック」、「職長等の安全衛生テキスト」等	1 港湾荷役現場の安全衛生指導 ① 1, 378回/17, 487名 ② 各港で労働災害防止活動の督励、厚生労働省等の担当官による団員に対する指導等 7月27日～7月30日 東京一清水一大阪一門司の各港 30名のメンバーをもって督励巡視団を編成 2 安全管理士(員)による個別指導及び集団指導等 ① 個別指導等 ・ 安全衛生指導 346事業場 ・ パトロール 362回 ② 集団指導等 ・ 講習会・研修会、検討会 348回 ・ 安全衛生委員会・会議 200回 ③ 調査等 212回 3 安全衛生強調運動 ① 港湾労働安全強調期間(7月1日～9月30日) ② 港湾労働衛生強調月間(10月1日～10月31日) ③ 年末年始港湾無災害強調期間(12月16日～1月15日) 上記の各期間・月間に併せて開催要領・ポスターを作成し運動を展開 4 安全衛生教育・研修等 ① 1回/199名 ② 11回/437名 ③ 2回/92名 ④ 5回/111名 ⑤ 1回/82名 ⑥ 3回/105名 ⑦ 重要港湾の施設及び安全衛生活動状況を学習 10月21日～10月22日 広島港 参加者101名 5 安全衛生資料の作成 ①「港湾労働災害防止規程」増刷 800部 ②「労働安全衛生関係法令(港湾貨物運送事業)」1, 000部 ③「揚貨装置安全運転必携、同左問題集」1, 000部 ④「沿岸荷役主任者テキスト」1, 000部 ⑤「フォークリフト運転者安全ポケットブック」1, 500部 ⑥「職長等の安全衛生テキスト」500部

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害防止に関し、次の業務を行うことができる。)	事業内容	事業実績
一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。	—	
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	1 技能講習 ①フォークリフト運転技能講習 ②玉掛け技能講習 ③船内荷役作業主任者技能講習 ④はい作業主任者技能講習 等 2 特別教育等 ①フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 等 ②ストラドルキャリアー運転業務安全教育(初任時) ③ストラドルキャリアー運転業務安全衛生教育(定期) ④沿岸荷役主任者講習 等	1 技能講習 ① 97回/2, 227名 ② 29回/604名 ③ 16回/482名 ④ 50回/923名 2 特別教育等 ① 80回/2, 312名 ② 3回/99名 ③ 1回/18名 ④ 45回/1, 109名
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	1 労働災害事案(全数) ①死亡・重大災害事案 ②休業4日以上の労働災害事案 2 労働災害防止対策事例 ①工夫改善事例 ②会員事業場の取組事例	1 労働災害事案(全数) ①死亡・重大災害事案の原因究明及び同種災害防止のための対策等災害情報を提供し、その共有化を推進した。 ②休業4日以上の労働災害事案の原因究明及び同種災害防止のための対策等災害情報を提供し、その共有化を推進した。 2 労働災害防止対策事例 工夫改善事例や会員事業場の取組事例について、情報及び資料等を収集し提供した。
四 調査及び広報を行なうこと。	1 労働災害に関する調査分析 ①死亡・重大災害の発生原因・同種災害防止対策 等 ②休業4日以上の労働災害の発生状況 2 広報 ①機関誌「港湾防災」の発行(毎月) ②労働安全衛生強調運動及び指差呼称に係るポスターの作成	1 労働災害に関する調査分析 ① 労働災害統計の作成(死亡・重大災害の件数、態様、発生原因等を分析、検討) 「港湾貨物運送事業の安全・衛生便利帳2010年」の作成 ② 「港湾貨物運送事業の労働災害(休業4日以上)発生状況」に取りまとめ(休業4日以上の労働災害を詳細に分析) ①②とも、「港湾貨物運送事業の安全・衛生便利帳2010年」の作成等により周知 2 広報 ① 4, 400部/毎月発行 ② 各安全衛生強調運動のポスター各7, 000枚作成 指差呼称の実施・定着の促進のためのポスター7, 000枚作成
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。	労働安全衛生意識の高揚	1 第48回全国港湾労働災害防止大会の開催 10月22日 広島市広島国際会議場 参加者 約1, 100名 2 表彰 ①安全衛生表彰 事業場表彰(優良賞13事業場、努力賞6事業場) 個人表彰(功労賞11名、功績賞(イ)18名、功績賞(ロ)11名、善行賞4名、発明考案賞1名 ②無災害記録表彰 港湾労災防止協会無災害記録証 195事業場

労働災害防止団体に則した事業内容

鉱業労働災害防止協会

法第36条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
一 労働災害防止規程を設定すること。	1.平成15年4月に採石業が会員になったことに伴い、平成16年9月16日設定 2.平成18年4月に労働安全衛生法が改正されたことに伴い、同規程も平成20年1月4日付けで変更	鉱業については労働災害防止規程の作成が適用除外されている(労働災害防止団体法58条2項)ことから、採石業が会員対象になって初めて労働災害防止規程を策定。平成20年の改正では、平成18年施行の改正労働安全衛生法の内容を盛り込んだ外、砕石会員に対する労働災害状況の報告を義務付けた。
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	1. 企業研修 2. 保安指導	企業の要請に応じて、主に危険予知について、企業研修を行っている(平成22年度6件)。また企業の要請に応じて保安診断等を行っているが、平成20年度に1件行って以降企業からの要請がない。 また各支部において、支部事業として安全パトロールを実施。

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害防止に関し、次の業務を行うことができる。)	事業内容	事業実績
一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。	—	
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	1. リスクマネジメント研修事業 2. KYT研修事業 3. 鉱山救急法講習会 4. 採石業労働災害防止対策研修会 5. 採石業リスクアセスメント研修会 6. 安全衛生推進者能力向上教育研修会 7. 各種講演、技術指導等講師派遣	1. 本部講師による講習 リスクマネジメント講習 18回、353名 KYT研修 18回、365名 鉱山救急法 4回、41名 採石業労働災害防止対策講習 11回、408名 等合計63回、1,474名に対し実施。 2. 本部講師以外の講習 鉱山保安教育研修 32回 422名 鉱山作業講習会 14回 400名 鉱山救急法 3回 72名 採石業務管理者講習等 9回 295名 等合計68回 2,168名に対し実施。
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	1. 労働災害防止ビデオの作成・貸し出し 2. 鉱山・採石災害速報の発信 3. 安全衛生教材の作成・頒布 4. 中災防図書等の販売斡旋	1. 労働災害情報の提供 ・原子力安全・保安院から発信された災害情報を毎月発行する機関誌において災害速報として掲載する。 ・労働災害防止規程に基づき砕石会員から報告される災害情報を取りまとめて機関誌等により会員に周知する。 2. 安全衛生教材の作成、頒布等 ・調査研究事業により作成した教材等を会員に配布し、会員に対し労働災害の防止を促す。 3. 行政情報等の提供 ・鉱山保安週間、安全週間等安全衛生を中心に広く行政情報を機関誌を通じて会員に提供する。 4. 労働災害防止に役立つと思われる裁判例を機関誌に掲載し解説を行う。
四 調査及び広報を行なうこと。	1. 全国鉱業安全衛生大会の開催 2. 各種調査研究委員会実施 3. 保安活動発表会 4. 機関誌「鉱山防」「東北鉱山ニュース」、「保安みんなの広場」発行 5. 全国保安・安全週間行事としての「保安標語」募集、保安タオル・安全タオル作成・頒布 6. ホームページの作成・更新	1. 全国鉱業安全衛生大会を10月14日に開催し、優良事業所・作業者等の表彰を行う外、複数の事業所から保安・安全についての活動発表をしてもらい、各会員の安全対策の参考に資する(式典、保安活動発表延べ221名参加)。 2. 委員会を開催し、21年度に作成した中小鉱山向けのリスクマネジメントに関するテキストを踏まえ、リスクマネジメント講習のカリキュラムを作成した。 3. 本部機関誌「鉱山防」は10,860部、仙台支部の「東北鉱山ニュース」は3,000部、近畿支部の「保安みんなの広場」は1,161部発行。 4. 全国鉱山保安週間行事の一環として、「保安標語」を募集し、3,411の応募を受け、50を入選とした。また、全国鉱山保安・安全週間用品としてタオルを3,600本頒布した。
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。	1. 会長表彰 2. 原子力安全・保安院主催地方鉱山保安表彰の支援	1. 会長表彰は全国鉱業安全衛生大会で行い、事業場2個人19人に対して表彰した。また、原子力安全・保安院が行う地方鉱山保安表彰の受賞者に対し、支部長が記念品を授与し、祝賀会を開催した。